

理不尽な思い 相談で解決へ

「子育てのチラシに女性だけが描かれているのはおかしい」「実行委員会などの委員に女性が少ないのはなぜ？」など、性別に関係なくみんなが暮らしやすい社会にしていきたいために、こうしたら良くなるのではということがあれば推進員に御相談ください。

「男女共同参画推進員制度」の活用を

採用試験が不公平！

▼ 相談例 A ▼

警察官の採用試験（大卒程度）は男性が2回あるのに、女性は1回しかないのは不公平ではないか。

男性ばかりの避難所スタッフ

▼ 相談例 B ▼

災害時に行政機関が避難所を設置する時には、女性スタッフを適正に配置して女性の人権に配慮してほしい。

子育てしやすい職場環境を

▼ 相談例 C ▼

まだまだ不十分。実際の労働現場で男女共同参画やワークライフバランスが進むよう取り組んでほしい。

■□ 手順 ■□

①希望者が申出書に記入して提出



②男女共同参画推進員による調査及び審議



③審議結果の公表（勧告、意見表明など）



④県の機関による是正・改善措置



⑤男女共同参画推進員から申出者へ結果通知

男女共同参画推進員とは…

男女共同参画条例に基づき男女共同参画に係る苦情や不服を適切に処理する第三者機関です。申出者のお話をしっかり伺い、男女共同参画推進の観点から調査・検討を行います。

■□ 申出方法 ■□

申出書に、①住所・氏名・電話番号、②申出の趣旨・理由などを記載して、郵送、ファックス、メールで下記まで提出してください。

※ 申出書の書式は、このチラシの裏面のとおりに

鳥取県男女共同参画センター「よりん彩」

倉吉市駄経寺町212-5（倉吉未来中心内）

TEL 0858-23-3901 FAX 0858-23-3989

電子メール：yorinsai-moushide@pref.tottori.lg.jp

申 出 書

平成 年 月 日

鳥取県男女共同参画推進員 様

申出者
氏 名
住 所
電話番号

次のとおり申出をしますので、審査をお願いします。

1 申出の趣旨・理由

2 他の機関等への相談等の状況